

議案第25号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月6日

三朝町長 吉田秀光

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。）に改める。

改正後	改正前
(使用料) 第5条 略	(使用料) 第5条 略 <u>2 前項の規定による使用料について、</u> <u>教育委員会が体育振興上特に必要と認</u>

2 体育施設の使用料（町営三朝球場及び町営美の田テニスの照明使用料に限る。）については、別表第2に定めるところによる。

（使用料の減免）

第6条 教育委員会は、体育振興上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2（第5条関係）

略

めたときは、免除することができる。

（照明使用料）

第6条 町営三朝球場及び町営美の田テニスの照明使用については、別表第2の照明使用料を徴収するものとする。

別表第2（第6条関係）

略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。